

大阪府PPP/PFI手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設の整備等に多様なPPP/PFI手法の導入の適否を検討するための規程を次のように定める。なお、本規程は平成27年12月17日付けで内閣府、総務省から策定要請のあった「PPP/PFI手法導入優先的検討規程」と位置付ける。

1 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に優先的検討を行うものとする。

2 優先的検討の対象とする事業

次の（１）及び（２）に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

（１） 次のいずれかに該当する事業又はその他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- ① 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ② 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

（２） 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

なお、府もしくは他自治体で実績のある事業については、事業費が上記金額を下回っても、PPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとする。

（３） 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ⑤ 民間事業者への意見聴取や類似事例の調査によって、市場ニーズがない、あるいは、民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる公共施設整備事業

3 適切なPPP/PFI手法の選択

府は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の4の簡易な検討又は5の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

ただし、同種の過去の実績に照らし、PPP/PFI手法の導入が適切と認められる場合は、4の簡易な検討及び5の詳細な検討を経ることなく、当該PPP/PFI手法の採用を可能とすることができる。

4 簡易な検討

検討対象事業について、庁内での定量評価により、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、費用総額の比較が困難と認めるときには、定量評価に関わらず、定性評価で検討することができる。

（1）定量評価（費用総額の比較による評価）

府は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ① 公共施設等の整備等（運営等を除く）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

（2）定性評価

府は、次に掲げる評価やその他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ① 府民サービスの向上
- ② 管理運営の効率化

- ③ 施設の目的・機能
- ④ 個別の法律による制約
- ⑤ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ⑥ 類似事例の調査を踏まえた評価

5 詳細な検討

府は、4の簡易な検討において採用手法の導入が適切であると評価された公共施設整備事業を対象として、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

6 評価結果の公表

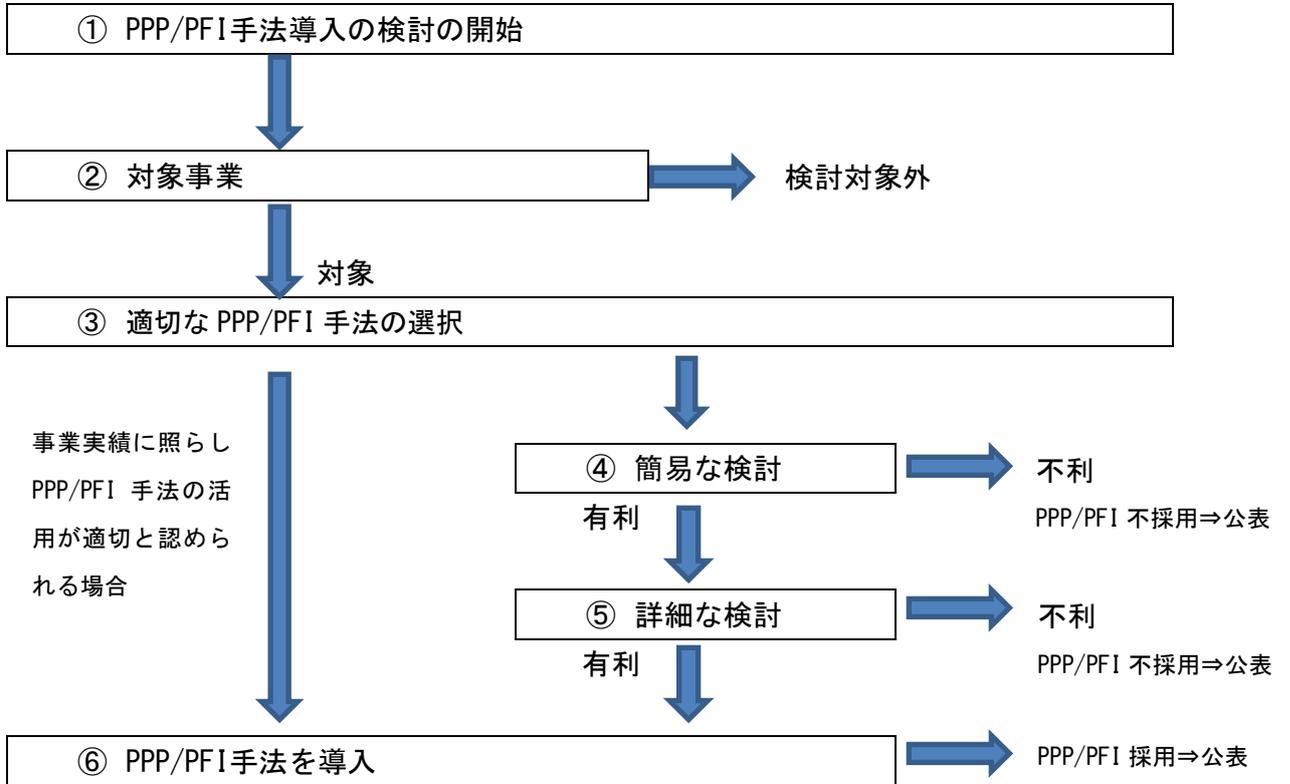
簡易な検討又は詳細な検討結果については、適切な時期に、インターネット上で公表するものとする。あわせて、財務部 行政経営課に報告するものとする。

7 その他

府では、平成27年11月に、インフラや府営住宅、その他公共施設等について、行政サービスの向上に努めながら、できる限り少ない経費で最適な経営管理を行う、ファシリティマネジメントを推進し、本府全体で統一的、効率的に実施することを目的として、『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』（大阪府公共施設等総合管理計画）を策定した。

同基本方針には、施設を建て替える場合は、PFI等民間手法の導入の可能性を検討することとしており、この検討にあたっては、本規程に基づいて、具体的に取組むものとする。

【PPP/PFI手法導入検討プロセス】



参考： 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
公共施設等	PFI法第2条第1項に規定する公共施設等 ① 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 ② 庁舎、宿舍等の公用施設 ③ 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設 ④ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設 ⑤ 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。） ⑥ 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの
公共施設整備事業	PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業 公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む公共施設等の整備等に関する事業をいう。 （市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）
利用料金	PFI法第2条第6項に規定する利用料金 公共施設等の利用に係る料金をいう。
運営等	PFI法第2条第6項に規定する運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
公共施設等運営権	PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権 公共施設等運営事業を実施する権利。
整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
優先的検討	本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること。
指針	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。